商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞

（2025年４月１日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 商 品 名 | ・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞ |
| ご利用いただける方 | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。 |
| 期　間 | ・期間の定めはありません。 |
| 預入方法  （１） 預入方法  （２） 預入金額  （３） 預入単位 | ・当ＪＡの口座開設店（所）でのみ、預入できます。  ・１円以上  ・１円単位 |
| 払戻方法  （１） 払戻方法  （２） 払戻金額  （３） その他 | ・当ＪＡの口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。  ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。  ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。  ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。 |
| 利　息 | ・無利息となります。 |
| 手 数 料 | ・この貯金口座の維持・管理にかかる費用として（定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。）、当ＪＡ所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。 |
| 付加できる特約事項 | ・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。  ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。 |
| **貯金保険制度**  **（公的制度）** | **・貯金保険制度により全額保護されます。** |
| 苦情処理措置および  紛争解決措置の内容 | ・苦情処理措置  本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融共済部(電話：０２３８－４６－３１３５)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。  また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。  ・紛争解決措置  外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。  山形県弁護士会、仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）  東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１）  第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）  第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）  「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。  ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。  ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。  なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」 |
| その他参考となる  事項 | ・1人1口座とします。  ・キャッシュカードは発行いたしません。  ・ＡＴＭ（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するＡＴＭを利用した入金と記帳のみ可能です。  ・当ＪＡの口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。  ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月７日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ山形おきたま